

みやき町1者随意契約公表要領

(目的)

第1条 この要領は、みやき町が行った1者随意契約（競争入札によらず1者を特定し行った契約）について、随意契約の理由等を公表し、契約手続の透明性の向上及び公平性の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「1者随意契約」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号及び第5号から第9号までのいずれかに該当するものとして、契約の相手方を特定し行った随意契約とする。

(公表の対象)

第3条 この要領において公表の対象となる1者随意契約は、その契約額が、みやき町財務規則（平成17年みやき町規則第30号）第133条第1項第2号に掲げる額を超えるものとする。

(1者随意契約に係る公表)

第4条 町長は、1者随意契約を締結したときは、4月から9月まで及び10月から翌年の3月まで（以下「半期」という。）ごとに、別表に掲げる事項を公表するものとする。

ただし、不動産の買入れ、借入れその他公表することにより個人が特定される場合を除く。

2 前項の公表の方法は、次に定めるところによる。

（1）半期内に契約期間の始期がある1者随意契約について、当該半期の最終月の翌々月までにみやき町ホームページに掲載するものとする。

（2）公表の期間は、当該公表した日の翌日から起算して1年が経過するまでの間とする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

- (1) 所管課
- (2) 契約案件名
- (3) 契約の相手方の名称及び所在地
- (4) 契約期間又は履行期限（変更をしたときは、変更後の期間又は履行期限）
- (5) 契約金額（変更をしたときは、変更後の金額）
- (6) 1者随意契約の理由
- (7) 地方自治法施行令第167条の2第1項の該当号